

## 目 次

公 告	ページ
新潟県市町村総合事務組合副管理者の就任について	1
予算の要領について（平成 30 年度補正予算）	1
（平成 30 年度一般会計補正予算（第 1 号））	2
（平成 30 年度職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号））	3
（平成 30 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号））	3
（平成 30 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号））	4
（平成 30 年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号））	5
予算の要領について（平成 31 年度予算）	5
（平成 31 年度一般会計予算）	5
（平成 31 年度職員退職手当支給事業特別会計予算）	7
（平成 31 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算）	8
（平成 31 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算）	9
（平成 31 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算）	10
（平成 31 年度交通災害共済事業特別会計予算）	11
<b>公平委員会規則</b>	
1 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	12

## 公 告

### 新潟県市町村総合事務組合副管理者の就任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合副管理者の就任があったので、次のとおり公告する。

平成 31 年 2 月 18 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

副管理者

就 任 小 林 則 幸（出雲崎町長） 平成 31 年 2 月 14 日

### 予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 31 年 2 月 14 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）、平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予

算（第1号）、平成30年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第1号）及び平成30年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）の要領を次のとおり公表する。

平成31年2月18日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

平成30年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第1号）

平成30年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,307千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ414,608千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 財産収入		1,728	8	1,736
	1 財産運用収入	1,727	8	1,735
6 繰越金		11,369	36,299	47,668
	1 繰越金	11,369	36,299	47,668
歳入合計		378,301	36,307	414,608

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 積立金		33,535	27,863	61,398
	1 基金積立金	33,535	27,863	61,398
5 予備費		1,502	8,444	9,946
	1 予備費	1,502	8,444	9,946
歳出合計		378,301	36,307	414,608

第2表 債務負担行為

（単位：千円）

事項	期間	限度額
会議室申込システム等の新元号対応作業委託料	平成31年度	929
職員研修に係る委託料及び印刷製本費	平成31年度	45,152

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計  
補正予算（第 1 号）

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 528,445 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,138,706 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		5,310,003	225,000	5,535,003
	1 負担金	5,310,003	225,000	5,535,003
2 財産収入		35,001	275	35,276
	1 財産運用収入	35,000	275	35,275
3 繰入金		264,953	△264,952	1
	1 基金繰入金	264,953	△264,952	1
4 繰越金		1	568,122	568,123
	1 繰越金	1	568,122	568,123
歳 入 合 計		5,610,261	528,445	6,138,706

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		5,502,260	143,000	5,645,260
	1 退職手当事業費	5,475,191	143,000	5,618,191
2 積立金		35,000	385,445	420,445
	1 基金積立金	35,000	385,445	420,445
歳 出 合 計		5,610,261	528,445	6,138,706

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計  
補正予算（第 1 号）

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,204 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,708 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	4,204	4,205
	1 繰越金	1	4,204	4,205
歳入合計		32,504	4,204	36,708

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		183	4,204	4,387
	1 基金積立金	183	4,204	4,387
歳出合計		32,504	4,204	36,708

平成30年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計  
補正予算(第1号)

平成30年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第1号)  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ692千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,950千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	692	693
	1 繰越金	1	692	693
歳入合計		34,258	692	34,950

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		3,387	692	4,079
	1 基金積立金	3,387	692	4,079
歳出合計		34,258	692	34,950

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正  
予算（第 1 号）

平成 30 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,500 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,171,557 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		626,351	△16,762	609,589
	1 基金繰入金	626,351	△16,762	609,589
4 繰越金		1	34,262	34,263
	1 繰越金	1	34,262	34,263
歳入合計		1,154,057	17,500	1,171,557

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		481,721	17,500	499,221
	1 基金積立金	481,721	17,500	499,221
歳出合計		1,154,057	17,500	1,171,557

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 31 年 2 月 14 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成 31 年度新潟県市町村総合事務組一般会計予算、平成 31 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算、平成 31 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、平成 31 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、平成 31 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び平成 31 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

平成 31 年 2 月 18 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

平成 31 年度新潟県市町村総合事務組一般会計予算

平成 31 年度新潟県市町村総合事務組一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 379,540 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		56,454
	1 負担金	56,454
2 交付金		33,940
	1 交付金	33,940
3 使用料及び手数料		191,017
	1 使用料	191,017
4 財産収入		713
	1 財産運用収入	712
	2 財産売払収入	1
5 繰入金		83,750
	1 特別会計繰入金	83,749
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		12,002
	1 繰越金	12,002
7 諸収入		1,663
	1 預金利子	2
	2 弁償金	1
	3 雑入	1,660
8 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
歳入合計		379,540

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,448
	1 議会費	1,448
2 総務費		296,158
	1 総務管理費	295,925
	2 監査委員費	233
3 事業費		56,881
	1 研修等事業費	56,881

4 積立金		23,551
	1 基金積立金	23,551
5 予備費		1,502
	1 予備費	1,502
歳出合計		379,540

平成 31 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算

平成 31 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,272,244 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,240,003
	1 負担金	5,240,003
2 財産収入		31,940
	1 財産運用収入	31,939
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		299
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	296
	3 雑入	2
歳入合計		5,272,244

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		4,790,218
	1 退職手当事業費	4,762,618
	2 繰 出 金	27,600
2 積 立 金		412,025
	1 基金積立金	412,025
3 諸 支 出 金		67,001
	1 雑 支 出	67,001
4 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		5,272,244

平成 31 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計  
予算

平成 31 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,693 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10,337
	1 負 担 金	10,337
2 財 産 収 入		183
	1 財産運用収入	183
3 繰 入 金		22,170
	1 基金繰入金	22,170
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1



5 諸 収 入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		32,693

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		32,510
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	31,414
	2 繰 出 金	1,096
2 積 立 金		183
	1 基金積立金	183
歳 出 合 計		32,693

平成 31 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計  
予算

平成 31 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,754,966 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		860,921
	1 負 担 金	860,921
2 交 付 金		844,200
	1 交 付 金	844,200
3 財 産 収 入		3,930
	1 財産運用収入	3,929
	2 財産売払収入	1

4 繰入金		45,912
	1 基金繰入金	45,912
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		1,754,966

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		1,751,036
	1 消防団員等事業費	1,734,555
	2 繰出金	16,481
2 積立金		3,929
	1 基金積立金	3,929
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
歳出合計		1,754,966

平成 31 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算  
平成 31 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,384 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		858
	1 負担金	858

2 財 産 収 入		1,523
	1 財産運用収入	1,522
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
4 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
5 諸 収 入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		32,384

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		30,861
	1 消防賞じゅつ金費	30,678
	2 繰 出 金	183
2 積 立 金		1,522
	1 基金積立金	1,522
3 諸 支 出 金		1
	1 雑 支 出	1
歳 出 合 計		32,384

平成 31 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

平成 31 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,113,329 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 会 費 収 入		484,267
	1 会費収入	484,267

2 財産収入		19,526
	1 財産運用収入	19,525
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		609,532
	1 基金繰入金	609,532
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		3
	1 預金利子	1
	2 雑入	2
歳入合計		1,113,329

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		655,576
	1 交通災害共済事業費	617,187
	2 繰出金	38,389
2 積立金		457,153
	1 基金積立金	457,153
3 諸支出金		100
	1 雑支出	100
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		1,113,329

公平委員会規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 31 年 2 月 18 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 高 杉 幹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 1 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則 (平成 16 年公平委員会規則第 11 号)  
 の一部を次のように改正する。  
 別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

1 小千谷市

機 関	職
議会事務局	局長 参事 次長 上席副参事
長 部 局	課長 参事 室長 課長補佐 上席副参事
	（総務課関係） 職員係長 職員係の人事、給与又は服務担当の職員 （企画に関する事務を行うものに限る。）及び職員団 体担当の職員 （企画政策課関係） 秘書広報係長 財政係長 秘書広報係の秘書担当の 職員
	会計管理者
教育委員会 事務局	課長 参事 室長 課長補佐 上席副参事
	（学校教育課関係） 管理主事 指導主事
選挙管理委員会 事務局	書記長 書記長補佐
監査委員会 事務局	局長 参事 次長 上席副参事
農業委員会 事務局	局長 次長
社会福祉 所	所長 参事 次長 上席副参事
健康センター	センター長
保 育 所	保育園長
小 学 校	校長 教頭
中 学 校	校長 教頭
特別支援学校	校長 教頭

2 十日町市

機 関	職
議会事務局	局長 参事
長 部 局	部長 技監 課長 室長 参事
	福祉事務所長 発達支援センター長 (企画政策課関係) 課長補佐 秘書係長 秘書担当の職員 (総務課関係) 課長補佐 人事係長 行政管理係長 人事係の人事、 給与又は服務担当の職員(企画に関する事務を行うものに限る。) (財政課関係) 課長補佐 財政係長 管財係長 (子育て支援課関係) 保育所指導主事
	会計管理者
教育委員会 事務局	部長 課長 参事
	(教育総務課関係) 課長補佐 庶務係長 (学校教育課関係) 課長補佐 指導管理主事 指導主事
選挙管理委員会 事務局	局長 参事
監査委員会 事務局	局長 参事
農業委員会 事務局	局長 参事
支 所	支所長 課長 参事
診 療 所	所長 参事
保 育 所	園長
中央公民館	館長
情 報 館 (図書館)	館長
博 物 館	館長
小 学 校	校長 教頭
中 学 校	校長 教頭
特別支援学校	校長 教頭

### 3 見 附 市

機 関	職
議会事務局	参事 事務局長 主幹 次長 副主幹
長 部 局	部長 担当部長 理事 参事 課長 主幹 課長補佐 副主幹
	社会福祉事務所長 (企画調整課関係) 秘書室長 秘書広報係長 秘書広報係の職員(市長の 秘書に関する事務を行うものに限る。) (総務課関係) 人事係長
	会計管理者
教育委員会 事務局	教育部長 理事 参事 課長 主幹 課長補佐 副主 幹
	(学校教育課関係) 管理指導主事
選挙管理委員会 事務局	書記長
監査委員 事務局	参事 事務局長
農業委員会 事務局	局長 次長
今町出張所	所長
保 育 所	園長
公 民 館	館長(常勤のものに限る。)
学 校 給 食 セ ン タ ー	所長 次長
教育センター	所長
民 俗 文 化 資 料 館	館長
子育て支援 セ ン タ ー	センター長
小 学 校	校長 副校長 教頭
中 学 校	校長 副校長 教頭
特別支援学校	校長 副校長 教頭

#### 4 村 上 市

機 関	職
議会事務局	局長 次長
長 部 局	課長 参事 課長補佐
	福祉事務所長 (総務課関係) 総務管理室長 人事管理室長 秘書係長
	会計管理者
教育委員会 事務局	課長 参事 課長補佐
	(学校教育課関係) 管理主事 指導主事
選挙管理委員会 事務局	局長 次長
監査委員会 事務局	局長 次長
農業委員会 事務局	局長 次長
支 所	支所長 課長 参事
教育情報 センター	センター長
小 学 校	校長 教頭
中 学 校	校長 教頭

#### 5 燕 市

機 関	職
議会事務局	事務局長 課長 主幹 参事 次長
長 部 局	部長 副部長 課長 主幹 参事 室長 課長補佐 副主幹
	福祉事務所長 (総務課関係) 副参事(総務係、人事係及び秘書係の職務を担当する 職員に限る。) 総務係長 人事係長 秘書係長 主 査、主任及び主事(人事係及び秘書係の職員に限る。) (企画財政課関係) 副参事 専門員 主査 主任 主事
	会計管理者
教育委員会 事務局	教育次長 主幹 課長 統括指導主事 指導主事 参 事 室長 課長補佐



選挙管理委員会 事務局	事務局長 主幹 参事 次長
監査委員会 事務局	事務局長 主幹 参事 次長
農業委員会 事務局	事務局長 主幹 参事 次長
保育所	園長
幼稚園	園長 副園長
認定こども園	園長
小学校	校長 副校長 教頭
中学校	校長 副校長 教頭

## 6 糸魚川市

機 関	職
議会事務局	局長 参事
長 部 局	部長 部次長 課長 参事
	福祉事務所長 (総務課関係) 課長補佐 職員係長
	会計管理者
教育委員会 事務局	教育次長 課長 参事
選挙管理委員会 事務局	書記長 参事
監査委員会 事務局	事務局長
農業委員会 事務局	局長 参事
事務所	所長 参事
公民館	館長 参事
図書館	館長 参事
博物館	館長 参事
市民会館	館長 参事
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭
特別支援学校	校長 教頭

7 五 泉 市

機 関	職
議会事務局	局長
長 部 局	課長 支所長 局長
	社会福祉事務所長 (総務課関係) 人事担当の参事 秘書担当の課長補佐 人事担当の課長補佐 秘書係長 人事政策係長 給与係長 人事担当の主幹、主査及び主事 (企画政策課関係) 課長補佐 企画政策係長
	会計管理者
教育委員会事務局	課長
	教職員の人事担当の課長補佐及び指導主事
選挙管理委員会事務局	局長
監査委員会事務局	局長
農業委員会事務局	局長
保育所	園長
幼稚園	園長
図書館	館長
公民館	館長
青少年育成センター	所長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

8 佐 渡 市

機 関	職
議会事務局	局長
長 部 局	部長 副部長 課長
	福祉事務所長 (総務課関係) 課長補佐 人事係長 秘書係長 人事係の調査員 (企画課関係) 課長補佐 行革推進係長 (財政課関係) 課長補佐 予算係長
	会計管理者

教育委員会 事務局	課長 管理主事
	(学校教育課関係) 人事担当の課長補佐 総務係長
選挙管理委員会 事務局	局長
監査委員会 事務局	局長
農業委員会 事務局	局長
支 所	支所長
出 張 所	センター長
特 定 施 設	施設長 (高齢福祉課の管理に属する特定施設に限 る。) 介護老人保健施設すこやか両津の事務長
佐 渡 中 央 文 化 会 館	館長
小 学 校	校長 教頭
中 学 校	校長 教頭

## 9 阿賀野市

機 関	職
議会事務局	局長
長 部 局	部長 課長
	福祉事務所長 (市長政策・市民協働課関係) 課長補佐 秘書広報広聴係長 秘書広報広聴係の秘書担 当の職員 (総務課関係) 課長補佐 庶務係長 人事係長 人事係の人事、給与又 は服務担当の職員(企画に関する事務を行うものに限 る。)及び職員団体担当の職員 (企画財政課関係) 課長補佐 財政係長
	会計管理者
教育委員会 事務局	課長
	(学校教育課関係) 管理指導主事
選挙管理委員会 事務局	書記長
監査委員会 事務局	局長

農業委員会 事務局	局長
上下水道局	下水道次長
幼稚園	園長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

10 魚沼市

機 関	職
議会事務局	局長
長 部 局	課長 室長
	福祉事務所長 (総務課総務管理室関係) 総務係長 人事給与係長 秘書広報係長 人事給与係の 人事、給与又はサービス担当の職員(企画に関する事務を行 うものに限る。)及び職員団体担当の職員 秘書広報係の秘書担当の職員 (財政課財政室関係) 財政係長
	会計管理者
教育委員会 事務局	教育次長 課長
	(学校教育課関係) 管理主事 指導主事
選挙管理委員会 事務局	書記長 書記長補佐
監査委員 事務局	局長
農業委員会 事務局	局長
北部振興 事務所	事務所長 次長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

11 南魚沼市

機 関	職
議会事務局	局長
長 部 局	部長 部参事 部次長 課長 参事 室長 センター 長 所長 事務所次長 事務長
	(秘書広報課関係) 秘書主幹 秘書広報班の秘書担当の職員 (総務課関係) 課長補佐 人事係長 庶務主幹 人事係の人事、給与 又は服務担当の職員(企画に関する事務を行うものに 限る。)及び職員団体担当の職員 (財政課関係) 課長補佐 財政係長 管財主幹
	会計管理者
教育委員会 事務局	教育部長 課長 室長 センター長
	(学校教育課関係) 管理指導主事 指導主事
選挙管理委員会 事務局	書記長
監査委員会 事務局	局長
農業委員会 事務局	局長
小 学 校	校長 教頭
中 学 校	校長 教頭
特別支援学校	校長 教頭

12 胎内市

機 関	職
議会事務局	局長
長 部 局	課長 室長
	福祉事務所長 (総務課関係) 人事係長 庶務係長 法制係長 秘書係長 人事係の 人事、給与又は服務担当の職員(企画に関する事務を 行うものに限る。)及び職員団体担当の職員 秘書係 の秘書担当の職員 (財政課関係) 財政係長
	会計管理者

教育委員会 事務局	課長
	(学校教育課関係) 管理指導主事 指導主事
選挙管理委員会 事務局	書記長
監査委員会 事務局	局長
農業委員会 事務局	局長
支 所	支所長
保 育 所	園長
公 民 館	館長
産業文化会館	館長
認定こども園	園長
小 学 校	校長 教頭
中 学 校	校長 教頭

### 13 聖籠町

機 関	職
議会事務局	局長
長 部 局	地方創生戦略監 課長 室長
	会計管理者
教育委員会 事務局	課長
農業委員会 事務局	局長
診 療 所	所長
老人福祉 センター	所長
公 民 館	館長
図 書 館	館長
幼 稚 園	園長
小 学 校	校長 教頭
中 学 校	校長 教頭

## 14 弥彦村

機 関	職
議会事務局	局長
長 部 局	課長 公営競技事務所長
	会計管理者
教育委員会 事務局	課長
小 学 校	校長 教頭
中 学 校	校長 教頭

## 15 田上町

機 関	職
議会事務局	局長
長 部 局	課長
	会計管理者
教育委員会 事務局	局長
農業委員会 事務局	局長
小 学 校	校長 教頭
中 学 校	校長 教頭

## 16 阿賀町

機 関	職
議会事務局	局長
長 部 局	課長
	(総務課関係) 課長補佐 庶務係長 企画財政係長 行政係長 庶務 係の人事、給与又は服務担当の職員(企画に関する事 務を行うものに限る。)、職員団体担当の職員及び秘 書担当の職員
	会計管理者
教育委員会 事務局	教育次長 課長
農業委員会 事務局	局長
支 所	支所長

養護老人ホーム	施設長（課長級の職員に限る。）
小 学 校	校長 教頭
中 学 校	校長 教頭

17 出雲崎町

機 関	職
議会事務局	局長
長 部 局	課長 （保健福祉課関係） こども未来室長
	会計管理者
教育委員会 事務局	課長
農業委員会 事務局	局長
小 学 校	校長 副校長 教頭
中 学 校	校長 副校長 教頭

18 湯 沢 町

機 関	職
議会事務局	局長
長 部 局	部長 次長 課長 参事 室長
	会計管理者
教育委員会 事務局	部長 課長 参事
認定こども園	園長
小 学 校	校長 教頭
中 学 校	校長 教頭

19 津 南 町

機 関	職
議会事務局	局長
長 部 局	課長
	会計管理者
教育委員会 事務局	教育次長
選挙管理委員会 事務局	書記長



農業委員会 事務局	局長
病院	院長 副院長 事務長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

20 刈羽村

機 関	職
議会事務局	局長
長 部 局	課長
教育委員会 事務局	課長
農業委員会 事務局	局長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

21 関川村

機 関	職
議会事務局	局長
長 部 局	課長 班長
	会計管理者
教育委員会 事務局	課長 班長
農業委員会 事務局	局長
診療所	所長 事務長

22 栗島浦村

機 関	職
長 部 局	課長 室長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

別表第2（第2条関係）

1 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合

機 関	職
事 務 部 局	寮長

2 新潟県中越福祉事務組合

機 関	職
事 務 部 局	局長 次長
まごころ寮	寮長 園長 次長 副参事 総務係長
まごころ学園	
相談支援事業所 すきっぷ	所長

3 下越障害福祉事務組合

機 関	職
事 務 部 局	事務局長 局次長 課長
中井さくら園	園長
ひまわり荘	園長

4 新発田地域広域事務組合

機 関	職
事 務 部 局	事務局長 局次長 課長
施 設	場長 館長

5 新発田地域老人福祉保健事務組合

機 関	職
事 務 部 局	事務局長 局次長 課長

6 十日町地域広域事務組合

機 関	職
事 務 部 局	事務局長 課長
家畜指導所 診療所	所長

7 新潟県中東福祉事務組合

機 関	職
事 務 部 局	事務局長 事務長
ふなおか学園	園長
ふなおか更生園	園長

8 五泉地域衛生施設組合

機 関	職
事 務 部 局	事務局長

9 豊栄郷清掃施設処理組合

機 関	職
事 務 部 局	事務局長 次長

10 阿賀北広域組合

機 関	職
事 務 部 局	事務局長
清掃センター	所長

11 さくら福祉保健事務組合

機 関	職
南 部 郷 厚 生 病 院	課長
桜 花 寮	施設長
愛 松 園	施設長

12 西蒲原福祉事務組合

機 関	職
事 務 部 局	事務局長 次長 参事 副参事
やひこの里	園長 次長 参事 副参事
ねむの木工房	所長 次長 参事 副参事
ふれあいの家	所長 次長 参事 副参事
グ ル ー プ ホ ー ム	参事 副参事

## 13 燕・弥彦総合事務組合

機 関	職
事 務 部 局	事務局長 センター長

## 14 寺泊老人ホーム組合

機 関	職
養 護 老 人 ホ ー ム	所長

## 15 魚沼地区障害福祉組合

機 関	職
障 害 福 祉 施 設	園長 課長
	(庶務課関係) 課長補佐 庶務係長 庶務係の人事、給与又は服務担当の職員 (企画に関する事務を行うものに限る。)

## 16 魚沼地域特別養護老人ホーム組合

機 関	職
養 護 老 人 ホ ー ム	施設長 副施設長 事務長 課長

## 17 津南地域衛生施設組合

機 関	職
事 務 部 局	事務局長

## 18 新潟県市町村総合事務組合

機 関	職
事 務 部 局	事務局長 事務局次長 課長 参事 課長補佐
	会計管理者
公平委員会	書記長

別表第3（第2条関係）

1 新潟県後期高齢者医療広域連合

機 関	職
議会事務局	局長
事務部局	事務局長 次長 課長
監査委員 事務局	局長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。